

社会福祉協議会 生活福祉資金 教育支援資金



のご案内

教育支援資金は、学費の捻出が困難な所得の少ない世帯の学生に対して、「進学したい」「将来の夢を叶えたい」という思いを応援するため、高等学校や大学等への入学又は在学中に必要な費用を貸し付け、その就学や将来の就労を支援していく制度です。

就学支度費

○高等学校や大学等への入学時に必要な入学金等の費用

高等学校や大学等への入学にあたり、学校に納付する入学金等の費用や入学に際し必ず必要となる制服代等の費用が対象となります。

○貸付限度額 50万円以内

○貸付期間 在学期間中

○償還期間 20年以内

ただし、教育支援費と合わせた貸付総額に対して、毎月の返済額を基準とした償還期間の調整を行う場合があります。

教育支援費

○高等学校や大学等の在学中に必要な授業料等の費用

高等学校や大学等の在学中に、学校に納付する授業料等の費用や、在学中に必ず必要となる教科書代や通学定期代等に係る費用が対象となります。

○貸付限度額	高等学校	月額35,000円以内
	高等専門学校	月額60,000円以内
	短期大学	月額60,000円以内
	大学	月額65,000円以内

○貸付期間 在学期間中

○償還期間 20年以内

ただし、就学支度費と合わせた貸付総額に対して、毎月の返済額を基準とした償還期間の調整を行う場合があります。



※この制度は、他制度優先です。

以下の奨学金・貸付金など、他の制度を申請していることが申し込みの条件です。

低所得者世帯を対象とした制度	ひとり親家庭を対象とした制度	遺児家庭を対象とした制度
○香川県高等学校等奨学金	○母子父子寡婦福祉資金	○あしなが奨学金
○香川育英会奨学金		○交通遺児育英会奨学金
○丸亀市入学金貸付制度		

1 借受人、連帯借受人、連帯保証人及び法定代理人

- (1) 貸付を受ける借受人(借入申込者)は、進学・在学する学生本人です。
借受人(借入申込者)は、次の要件のいずれかに該当する者です。
- ① 現在、中学生、高校生、高等専門学校生等である者又はその卒業後2年以内の者
 - ② 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校及びその他の各種学校(通信制、定時制を含む)に在学中の者
- (2) 借受人(借入申込者)とともに、連帯借受人が必ず必要です。
連帯借受人は、借入申込者が属する世帯の生計中心者である者です。
ただし、この要件に合致する連帯借受人が立てられない場合は、これに準じる要件を備えた者を連帯借受人とします。
- (3) 世帯の状況により、連帯保証人に債務に加わっていただくことがあります。
- ① 連帯保証人は香川県内にお住まいの成年者であること。
 - ② 連帯保証人は借受人、連帯借受人とは別世帯であること。
 - ③ 連帯保証人に当該貸付金に対する償還能力があること。
 - ④ 連帯保証人の最終償還時の年齢が75歳未満であること。
- (4) 借受人(借入申込者)が未成年の場合、法定代理人(親権者)の同意が必要です。

2 貸付対象となる世帯

- (1) 香川県内にお住まいの方(住民票と実際の住居が一致している方)
- (2) 世帯の収入が基準以内の方

収入基準	2人世帯	月収220,000円以内
	3人世帯	月収282,000円以内
	4人世帯	月収344,000円以内

3 借入申込の時期

- (1) 借入申込は、随時受け付けています。ただし、申込から審査、貸付決定、資金交付までには日数がかかるので、余裕を持ってご相談ください。
- (2) 予約申込について(来春の進学に際しご利用を検討されている方へ)
当制度は、本来、入学試験に合格後、進学先が確定してからお申込をいただいています。しかし、合格発表後すぐに学費納入期限となる場合は、合格前であっても、受験申込後、受験する学校が確定した段階で、借入の予約申込ができます。
(※予約申込の場合、資金交付は合格通知書の提出後になります。)

4 貸付利率・据置期間・返済期間

- (1) 返済期間内において、貸付利率は無利子です。
返済期間を過ぎた場合は、残った元金に対して年利3%の延滞利子が発生します。
- (2) 卒業後、据置期間を経て返済が開始されます。
- (3) 返済期間は最長20年です。毎月、計画に沿った金額で返済をしていただきます。
返済期間中は、借受人、連帯借受人、連帯保証人に対して、残額のお知らせなどの文書が発行されます。

借入申込に必要な書類

- (1) 借入申込にあたっては、以下の申請要件の事実を証明する書類が必要です。
- (2) 書類は「コピー可」とされているものを除き、原則として原本を提出してください。
「原本確認」とされているものは、原本確認後、コピーを提出してください。
- (3) 提出書類が重複する場合、当該書類1部の提出で構いません。
- (4) 貸付審査のため、書類の発行元に内容確認を行う場合があります。
- (5) 申込内容によっては、「借入申込に必要な書類」に掲げるもの以外に書類の提出を求める場合があります。
- (6) 貸付審査のために提出された書類は、貸付審査の結果に関わらず原則として返却しません。

【本人確認、世帯の収入状況及び学校に関する状況が分かる書類】

添 付 書 類		
1	<input type="checkbox"/> 世帯全員分の住民票(本籍及び戸籍筆頭者が記載されたもの)又は外国人登録原票記載事項証明書 ※現住所と同一でないと申込み不可。 ※個人番号が記載されていないもの <input type="checkbox"/> 戸籍(全部事項証明書) 親権者がわかる書類	原本
2	<input type="checkbox"/> 県民税・住民税課税証明書(20歳以上の世帯全員分) 上記書類が提出できない場合や、上記書類では世帯の収入状況を証明できないと考えられる場合(証明書の証明期間以降に就職した場合など)は以下のような書類の提出で代えることができます。ただし、発行元の確認できるものに限りです。 <input type="checkbox"/> 給与明細 <input type="checkbox"/> 年金振込通知書 <input type="checkbox"/> 給与等の収入が振り込まれている通帳 <input type="checkbox"/> 給与額が記載された在職証明書	原本確認
3	<input type="checkbox"/> 顔写真入りの身分証明書 <input type="checkbox"/> 学生証又は生徒手帳 <input type="checkbox"/> 運転免許証	原本確認
4	学校に関する書類 ・これから受験する場合 <input type="checkbox"/> 受験申込書 <input type="checkbox"/> 募集要項(入試日程、在学期間、学費等の金額や納入期限が確認できる学校発行の書類)	コピー可
	・合格後、入学前の場合 <input type="checkbox"/> 合格通知書 <input type="checkbox"/> 入学金や学費が未払であることを確認できる書類 <input type="checkbox"/> 募集要項(学費等の金額や納入期限が確認できる学校発行の書類)	所定様式
	・在学中の場合 <input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 学費等の金額や納入期限が確認できる学校発行の書類(請求書等)	所定様式
5	連帯保証人に関する書類 <input type="checkbox"/> 住民票(本籍及び戸籍筆頭者が記載されたもの) <input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 県民税・住民税課税証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認できる書類(運転免許証等、顔写真入りの身分証明書)	原本 又は 原本確認

相談から貸付までの流れ

申込から審査、貸付決定、資金交付までには、1か月程度の日数がかかるので、余裕を持ってご相談ください。

借入相談

借入ご希望の方は、丸亀市社会福祉協議会にご連絡ください。家族の状況、収入、負債など世帯状況についてお話しいただき、貸付の対象になるかご相談ください。

借入申込書の記入

相談により貸付の対象になる方に、借入申込書をお渡しいたします。借入申込書記入の際には、借入申込者、連帯借受人、連帯保証人(設定する場合)の自筆押印が必要です。

必要な書類の準備

資金の種類に応じて、必要な書類をご準備ください。必要書類は資金の利用目的や世帯の状況により異なります。相談内容により追加書類の提出をお願いする場合があります。

民生委員との面談

担当地域の民生委員と面接を行っていただきます。資金借入の必要性や世帯の状況についてお伺いします。

借入申込

記入した借入申込書と必要書類を、丸亀市社会福祉協議会に提出してください。その後、丸亀市社会福祉協議会から香川県社会福祉協議会に送付されます。

貸付審査

貸付審査は香川県社会福祉協議会で行います。借入申込書と必要書類の内容を確認後、貸付が妥当かどうか審査します。

貸付決定

貸付の可否について、ご本人宛に通知します。審査結果によっては貸付不承認となり、貸付ができません場合がありますが、その場合も理由は開示しません。

契約

借用書に借入申込者、連帯借受人、法定代理人、連帯保証人(設定する場合)が自筆で署名し実印を押印して、印鑑登録証明書を添付の上、丸亀市社会福祉協議会にご提出ください。

貸付金交付

借用書は、丸亀市社会福祉協議会から香川県社会福祉協議会に送付されます。借用書の内容を確認後、資金を交付します。



お問い合わせ先

社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会

ひまわりセンター内 (丸亀市保健福祉センター)

TEL : 0877-22-4976